# 令和7年度 住宅耐震・リフォームアドバイザー養成講習会のご案内

主 催 茨城県土木部都市局住宅課

茨城県では、県民の皆様が安心して適切な耐震改修やリフォーム工事ができるようサポートし、また、住宅リフォームに関するトラブルに陥らないためのアドバイスなど様々な相談に対応するための専門家として「住宅耐震・リフォームアドバイザー」を養成しています。

茨城県知事の認定を受けた木造住宅耐震診断士の資格を有する建築士が、本講習会を受講することで、「住宅耐震・リフォームアドバイザー」として登録を受けることができます。

「住宅耐震・リフォームアドバイザー」として登録を受けた方は、茨城県土木部都市局住宅課のホームページにおいて公表されます。

#### ◎すでに登録を受けている方は、5年毎に更新手続きが必要です!

住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録有効期限が今年度中に満了する方は、講習会の受講と更新手続きが必要です。 ※登録の有効期限は5年間です。 ※今年度は令和2年度に登録を受けた方が更新の対象になります。

#### ■ 養成講習会

1. 開催日程(※講習内容は同じです。ご都合の良い方を選択してください。)

	日時	場所	募集定員	
1 🗆	令和7年11月20日(木)	茨城県開発公社 4 階大会議室	95名程度	
		水戸市笠原町 978-25/TEL029-301-7003		
20	令和7年12月18日(木)	ワークヒル土浦 会議室	40名程度	
		土浦市木田余東台4-1-1/TEL029-826-2622	40台往及	

- ※受付状況によって別会場をご案内する場合があります。
- 2. 受講料 無料
- 3. カリキュラム

アドバイザーとして必要な知識を修得するため、以下の講習を受講していただきます。

講習内容	講 師 等	時 間		
受 付		13:20~13:35(15分)		
挨拶•資料説明		13:35~13:40 (5分)		
1. 事業目的等について	茨城県土木部都市局住宅課	13:40~13:55(15分)		
2. 法律や制度について	茨城県弁護士会 担当弁護士	14:00~14:35(35分)		
3. 木造耐震対策について	(一社)茨城県建築士事務所協会 構造部会員	14:45~15:10(25分)		
4. 住宅リフォームについて ①建築関連の実例 ②設備関連	(一社)茨城県建築士事務所協会 リフォームチーム (一社)茨城県設備設計事務所協会 担当者	15:20~15:50(30分) 15:55~16:20(25分)		
5. 質疑応答・その他		16:20~16:25 (5分)		
6. 閉会(受講修了証交付)		16:25~		

# 4. 申込み方法

別添申込書に必要事項を記入のうえ、受講希望日の2週間前までに下記申込先まで FAX でお申込みください。受付後、事務局より受付印を押して受講票を FAX 致します。

■ 登録手続き (講習会受講後の手続き)

受講修了後、下記①~④をとりまとめて茨城県建築士事務所協会へ郵送にてご提出ください。

(恐れ入りますが、受付混雑回避のため講習当日の登録手続きは致しかねます。)

令和8年2月頃、登録証を郵送いたします。

#### 〔登録手続き書類〕

- ①登録申請書(新規登録:様式第1号、更新登録:様式第6号)
- ②登録証用のカラー顔写真2枚(縦3cm×横2.4cm)(※裏に名前記載)
- ③茨城県木造耐震診断士の認定証の写し(現在有効のもの)
- ④住宅耐震・リフォームアドバイザー講習会の受講修了証の**写し** 
  - ※上記④は、本講習会終了後にお渡しします。

#### 5. その他

受講者には、リフォーム知識の向上等に役立つパンフレット等を配布いたします(裏面参照)。

### 【申込先・ご不明な点等のお問い合わせ先】

(一社) 茨城県建築士事務所協会 〒310-0852 水戸市笠原町 978-30

TEL 029-305-7771 FAX 029-305-7791



※受講者へは、リフォーム知識の向上等に役立つ以下のパンフレット等を配布する予定です。 在庫状況により、配布物が変更になる場合があります。

(別紙)

# ※ 住宅耐震・リフォームアドバイザー養成講習会申込書 兼 受講票

受付番号

ふりがな 氏 名	生年月日	昭和•平成年月日	
勤務先名 (建築士事務所名)	(注:事務所登録した名称で記入してください) 事務所登録番号 第	号( )	
勤務先所在地	TEL FAX (受講票をお送り致します。)		
木造住宅 耐震診断士 認定番号 登録年月日	耐震診断士 有効期限		
希望受講日 (どちらかにOをつけて ください)	11/20茨城県開発公社 • 12/	′18ワークヒル土浦	
事務局 受付確認欄			

## (注意)

- 〇この講習会はすでに木造住宅耐震診断士として登録されている方が受講者の対象となっております ので、ご承知おき下さい。
- 〇今年度新たに木造住宅耐震診断士の登録を受ける予定の方で,本講習会の受講を希望する方は,別途 ご相談ください。